一社)福島県訪問看護連絡協議会 入会のご案内

福島県訪問看護連絡協議会は福島県内の訪問看護事業の発展のために以下の理念に基づいて活動しています。県内で事業を展開されております訪問看護事業所の管理者様、更に在宅医療に日々ご尽力されております事業所の皆様に対して、入会のご案内をさせていただきます。

当法人は、福島県内における訪問看護事業の円滑な運営、訪問看護に関する調査・研究、 研修及び情報提供や相互連携を図り、在宅ケアサービスの向上に寄与することを目的とし 以下の事業を行っています。

- 1. 訪問看護における情報交換及び提供に関する事業
- 2. 訪問看護事業の管理運営の適正化と、その資質向上に関する教育等に関する事業
- 3. 訪問看護に関する調査、研究に関する事業
- 4. 訪問看護の推進・普及に関する事業
- 5. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

会員の特典

- 1. 当訪問看護連絡協議会主催の研修を会員価格で受講できます。
- 2. 当連絡協議会の調査結果を閲覧することができます。
- 3. 訪問看護に関する情報の提供や、困った時の相談に応じます。

賛助会員の特典

- 1. 当連絡協議会の研修、イベントにおいて情報提供ができます。
- 2. 研修資料や総会資料等に企業広告を会員価格で掲載できます。
- 3. 企業の情報についてホームページ等に掲載ができます。

会員種別・入会金・年会費

会員種別	資格	年会費	入会金
	福島県内の指定訪問看護事業者及び訪問看護を実施する		
正会員	医療機関等の団体	23,000 円	5,000円
	(サテライト設置の場合や看護小規模多機能併設の場合		
	はそれを総括する者)		
準会員	個人会員		
	正会員以外に所属する保健師・看護師等	5,000円	5,000円
淮公吕			
準会員	賛助会員(団体)		
	本協議会の事業を賛助する法人・団体	40,000 円	20,000円

準会員	賛助会員 (個人)		
	本協議会の事業を賛助する個人	10,000 円	5,000円

事業(会計)年度は4月1日から翌年3月31日。

役員の任期は5月から翌5月総会までとします。

総会議決権は正会員のみが有します。

会費の納入は総会後3か月以内に振込となります。なお10月以降の新規入会は年会費のみ 半額とします。

問い合わせはメールにてお願いいたします。

一社)福島県訪問看護連絡協議会 事務局

メールアドレス:t.katou@flan.jp

電話:024-926-1223 FAX:024-926-1226

〒963-8041 福島県郡山市富田町字満水田 27-8

ふくしま医療機器開発支援センター内